2026.4 改訂

おいらせ町営住宅

入居申込のてびき

はじめに...

1 町営住宅とは、住宅に困窮している方のための公営住宅法に基づく賃貸住宅であり、申し込みにあたって資格審査があります。

2 申し込みは1世帯1区分に限ります。

3 入居契約時に連帯保証人（原則として町内在住者1名）が必要です。
（令和2年の民法改正に伴い、連帯保証人には入居当初家賃額の12ヶ月分の保証極度額が設定されます。）

4 入居日から10日以内に敷金（入居時家賃の3か月分）の納付が必要です。

5 町営住宅でのペットの飼育は禁止しています。

6 申し込みにあたっては、この手引きをよくご覧のうえお申し込みください。
また、入居決定後の安易な辞退はご遠慮ください。

申し込み・問合せ先

おいらせ町地域整備課　町営住宅管理係
〒039－2289　おいらせ町上明堂60番地6　おいらせ町役場分庁舎
電話　0178－56－4819（課直通）

申し込み受付期間

【一般公営住宅】 公募を行う月の1日から14日（年2回、不定期）
※土・日・祝日等の都合上、変更する場合があります。

【特定公共賃貸住宅】 随時（公募可能な部屋があるときに限り）

◆広報やホームページなどで、申し込み受付期間を確認してお申し込みください。
◆申込のための書類は、地域整備課窓口で配付します。

町営住宅
位置図

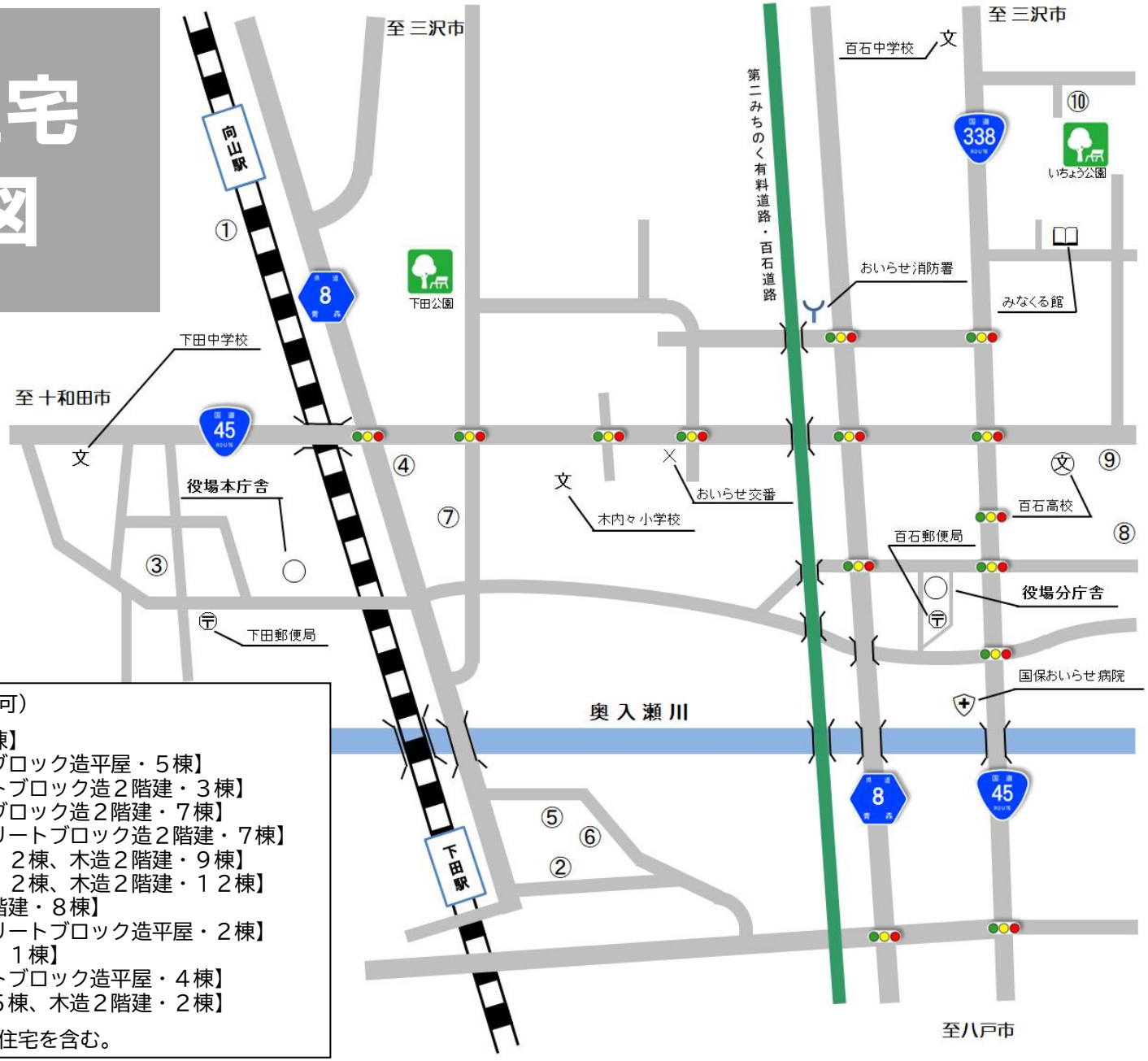

●町営住宅（★マークは募集不可）

★① 向山団地【木造平屋・２棟】
★② 三田団地【コンクリートブロック造平屋・５棟】
★③ 木内々団地【コンクリートブロック造２階建・３棟】
★④ 芦野団地【コンクリートブロック造２階建・７棟】
⑤ 奥入瀬西団地【★コンクリートブロック造２階建・７棟】
【木造平屋・２棟、木造２階建・９棟】
⑥ 奥入瀬東団地【木造平屋・２棟、木造２階建・１２棟】
⑦ 中下田団地【耐火中層３階建・８棟】
⑧ いちょう団地【★コンクリートブロック造平屋・２棟】
【木造平屋・１棟】
★⑨ くるみ団地【コンクリートブロック造平屋・４棟】
⑩ のぞみ団地【木造平屋・５棟、木造２階建・２棟】

※⑥と⑦の一部に特定公共賃貸住宅を含む。

目次

○ 申し込みから入居までの流れ　1ページ
○ 各種申込資格要件（フローチャート）　2ページ
○ 資格要件　3ページ
○ 単身入居資格要件　4ページ
○ 裁量世帯　5ページ
○ 各種控除の内容及び控除額　6ページ
○ 政令月収の算出　7ページ
○ 申し込みに必要な書類等　8ページ

申し込みから入居までの流れ

申し込み受付	申込書を記入の上、必要書類を添付し申し込みます。
⇩	
審　査	申し込みにあたり、資格要件を充たしているか書類による審査会を行い、審査結果を送付します。
⇩	
抽選会・説明会	申込者が複数の場合は、抽選を行います。 ※申込者または代理人の出席が必要です。 ただし、特定公共賃貸住宅は申し込み順に決定します。 抽選会終了後、説明会を行います。また、必要に応じて内覧を実施します。
⇩	
入居決定・ 請書提出	入居予定者として決定された場合は、指定された期日までに請書等の必要書類を提出します。
⇩	
入居決定通知	入居許可書と敷金の納付書が送付されます。
⇩	
入　　居	入居日から１０日以内に、敷金を納付していただきます。 入居日から１４日以内に住民異動届（転入・転居等）を町民課（本庁舎１階）で行っていただきます。 入居にあたっては「町営住宅のしおり」をよく読み、ルールを守ってください。

町営住宅入居にあたって
次のようなルール及びマナー違反は退去事由となります。
1　家賃の滞納 2　ペット(動物)の飼育 3　違法行為･迷惑行為 4　騒音

入居許可にあたって
入居許可には次の項目が必要になります。
1　連帯保証人(原則として町内在住者) 2　敷金(入居時家賃3か月分)

各種申込資格要件（フローチャート）

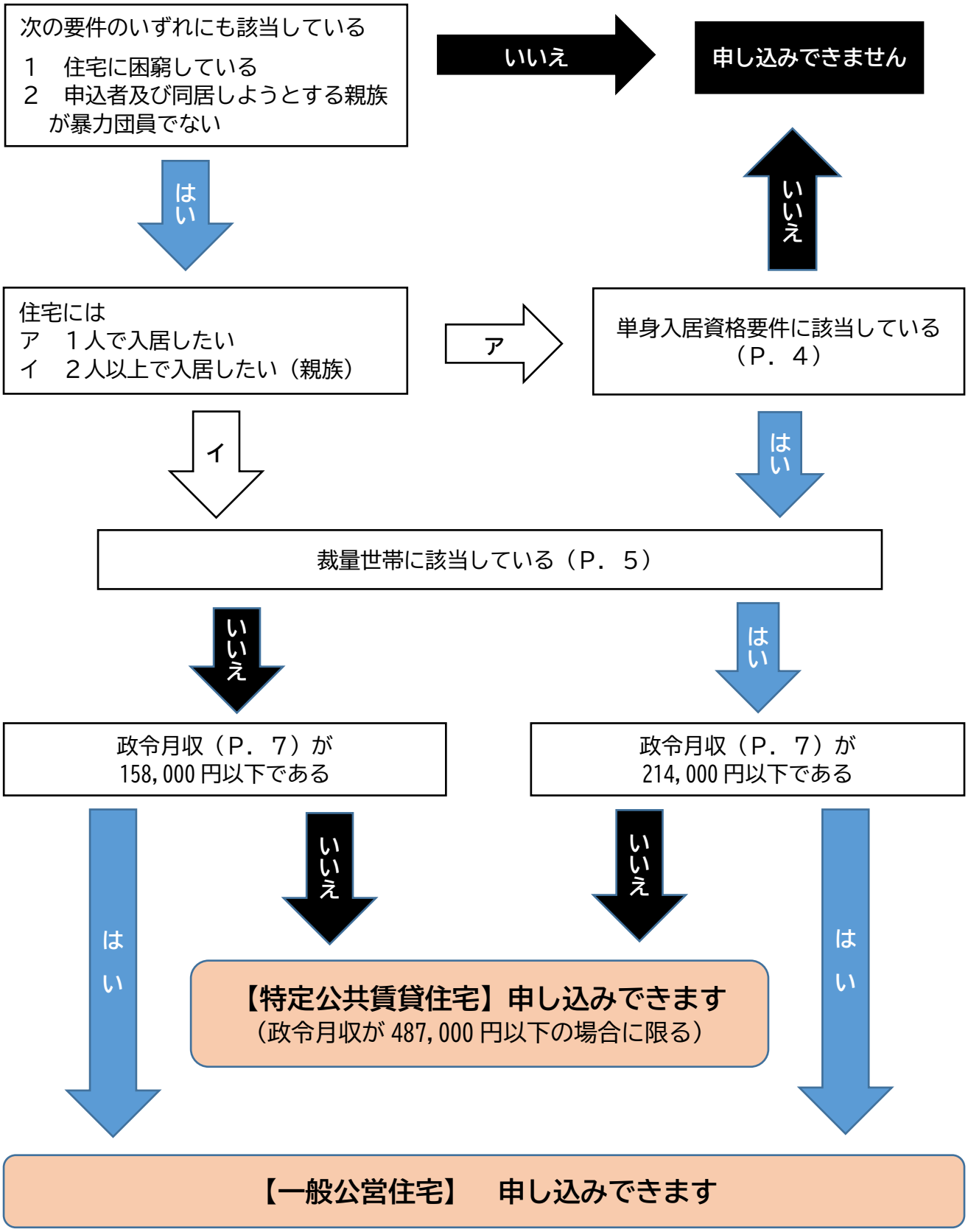

資格要件

●一般公営住宅の資格要件

１　現に同居する親族がある人 ※1
２　住宅に困窮している人
３　世帯の政令月収が１５万８千円以下であること ※2
４　町税等を滞納していないこと
５　申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※1 単身入居資格要件（P．４）がある場合、単身申し込みが可能です。
※2 裁量世帯（P．５）に該当する場合、条件が緩和されます。

●特定公共賃貸住宅の資格要件

１　現に同居する親族がある人 ※
２　居住するための住宅を必要としている人
３　世帯の政令月収が１５万８千円超４８７，０００円以下であること
４　町税等を滞納していないこと
５　申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 単身入居資格要件（P．４）がある場合、単身申し込みが可能です。

単身入居資格要件

次のいずれかに該当する人は、単身で公営住宅(一般・特定公共賃貸住宅)に申し込みできます。

1	60歳以上の人
2	身体障害者手帳　1級 ～ **4**級の人
3	精神障害者保健福祉手帳　1級 ～ **3**級の人
4	知的障害者の人で、3の精神障害の程度に相当する人
5	戦傷病手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは、同法別表第1号表の3の第1款症の人
6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
7	生活保護受給者及び中国残留邦人
8	海外引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない人
9	ハンセン病療養所入所者棟に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
10	DV被害者の人で一時保護または規定する保護の終了から5年を経過していない人、及びDV被害者の人で裁判所の保護命令から5年を経過していない人
11	被災市街地復興特別措置法第21条の規定により公営住宅法第23条各号に揚げる条件を具備するとみなされる人

裁量世帯

次のいずれかに該当する人は、一般公営住宅の入居所得基準額が緩和されます。
（政令月収 214,000 円以下）

1	入居者が60歳以上かつ同居しようとする親族がいずれも60歳以上または18歳未満の世帯
2	身体障害者手帳　1級 ～ **4**級の人がいる世帯
3	精神障害者保健福祉手帳　1級 ～ **2**級の人がいる世帯
4	知的障害者の人で、3の精神障害の程度に相当する人がいる世帯
5	戦傷病手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは、同法別表第1号表の3の第1款症の人
6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人がいる世帯
7	海外引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない人がいる世帯
8	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
9	小学校就学前の児童がいる世帯

各種控除の内容及び控除額

区分		控除を受けられる人	控除額の計算
a	給与年金所得調整控除	申込者や同居しようとする親族または遠隔地扶養対象者で給与所得や公的年金に係る雑所得を有する人	10万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
b	親族控除	申込者以外の同居しようとする親族または遠隔地扶養対象者	38万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
c	老人扶養	申込者以外の扶養親族または同一生計配偶者で、70歳以上の人	10万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
d	特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人(同一生計配偶者を除く)	25万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
e	障害者控除	申込者または同居しようとする親族で、障がいがある人(f の該当者を除く)	27万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
f	特別障害者控除	申込者または同居しようとする親族で、重度の障がいがある人 (身体1・2級、精神1級、愛護 A 判定)	40万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円
g	寡婦控除	申込者または同居しようとする親族で、次のすべてに該当する人 ア. 夫と離婚してから婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がある、夫と死別してから婚姻をしていない、または夫の生死が不明である。 イ. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない。 ウ. 所得金額が500万円以下である。	27万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 ※対象者本人の所得から a を控除してなお所得があるときに適用。 また、その所得が27万円未満の場合は、当該残額。
h	ひとり親控除	申込者または同居しようとする親族で、次のすべてに該当する人 ア. 婚姻をしていない(未婚者、配偶者と離婚・死別した者)、または、配偶者の生死が不明である。 イ. 生計を一にする子がいる。 ウ. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない。 エ. 所得金額が500万円以下である。	35万円×(　　)人 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 ※対象者本人の所得から a を控除してなお所得があるときに適用。また、その所得が35万円未満の場合は、当該残額。
			控除合計額 ＿＿＿＿＿＿円

政令月収の算出

算出の前にP. 6の計算をあらかじめ行い、次のものを用意してください。

○ 申込者及び同居しようとする親族全員の **前年** の所得がわかる書類
例)課税証明書又は非課税証明書、確定申告書、源泉徴収票、住民税決定通知書、等

申込者の所得	円
同居しようとする人 1人目の所得	円
同居しようとする人 2人目の所得	円
同居しようとする人 3人目の所得	円

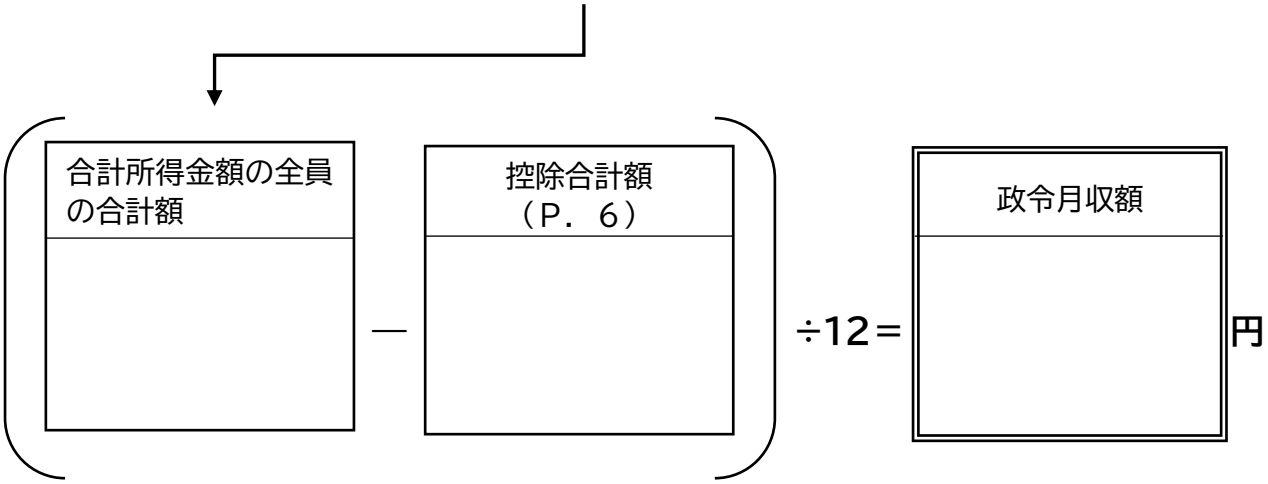

一般公営住宅			
世帯区分		政令月収額(円)	家賃分位
原則世帯	裁量世帯	0～104,000	Ⅰ(1)
		104,001～123,000	Ⅱ(2)
		123,001～139,000	Ⅲ(3)
		139,001～158,000	Ⅳ(4)
		158,001～186,000	Ⅴ(5)
		186,001～214,000	Ⅵ(6)

申し込みに必要な書類

◆共通の提出書類

1	町営住宅入居申込書（両面） ※特定公共賃貸住宅の場合は別様式（片面）
2	住民票 （申込者及び同居しようとする親族全員分）
3	次のうちいずれか ・課税証明書又は非課税証明書 （申込者及び同居しようとする親族のうち、未就学児・学生を除く全員分） ・個人番号（マイナンバー）を利用した地方税関係情報の利用又は取得についての同意書及びマイナンバーが分かる書類の提示 （申込者及び同居しようとする親族全員分）
4	町税等の滞納がないことの証明書 （申込者及び同居しようとする親族のうち、未就学児・学生を除く全員分）

◆その他の状況により必要とする書類

該当する人がいる場合は、申し込みの際に提出または提示してください。

区分	提出・提示書類
婚約中に入居申込する場合	婚約証明書 （ただし、入居日までに婚姻届を提出する場合のみ）
ひとり親に該当する人がいる場合	戸籍謄本
障害者・特別障害者がいる場合	障害者手帳の写し ※級が分かるもの
生活保護世帯	県または市町福祉事務所からの証明書
戦傷病者	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書